

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

36

家事の圧縮・育児の分担

村田 かおり(女性会員・64期)

私は企業に組織内弁護士として所属しているため、出産に伴う産休及び育休の取得自体は非常にスムーズでした。もっとも、今回出産したのが第二子ということもあり、未就学の上の子も含めた育児の負担がこれまで以上に大きくなり、復帰時には業務との両立が非常に困難になることが予想されました。

そのため、まずは(1)家事・育児の省力化のため、冷凍の離乳食なども含めた必要な食材等を宅配してくれるサービス(生活協同組合・Oisixなど)を契約し、また、洗濯乾燥機、自動調理器、パスタや野菜もゆでることのできるオーブンレンジ、大容量の冷蔵庫などを購入し、時間を捻出することができました。

次に、(2)配偶者との更なる分担が不可欠と考え、全体の家事・育児タスクを表にまとめ、第二子については、夜間の対応や食事の世話、予防接種や病気の際の通院等、第一子の際に私が主に担当した部分を、配偶者に担当してもらうこととしました。

上記の対応によって、復帰後もなんとか業務と両立することができたため、このような準備をしておいて本当に良かったと思います。

No.

37

DXによるワークライフ マネジメントの実現

黒住 佳寿子(女性会員・63期)

一回目の緊急事態宣言下で妊娠期間を過ごし、立会いや面会が厳しく制限される中、第二子を出

産して、昨年秋に第一子が小学校1年生、第二子が0歳で職場復帰しました。

私はインハウスなのですが、現在所属する企業は女性も多く活躍している職場なので仕事と育児の両立にも大変理解があり、Google Workspace等を利用したDXが進んでおりテレワークがメインになっているので(出社は月に2回程度)、復職後2か月目からはフルタイムで勤務しています。コロナ禍前から法務は週に1回テレワークを行っていたのですが、コロナ禍において他部署でもDXが進んだことにより、打合せはほぼオンライン、チームメンバーや他部署とのちょっとしたやり取りはチャット、全ての資料はGoogleドライブやサーバで共有、社内申請関係は全てオンラインとなったことにより、業務にはほぼ支障がありません。

テレワークで助かるのは、お昼休憩の間に夕食の下準備や洗濯、掃除などちょっとした家事ができることです。これだけでも家事の効率化・QOLの向上に大分つながっています。また、通勤時間の短縮により、日弁連の研修動画の視聴、ヨガやワインの勉強などの趣味の時間も確保できるようになりました。幼い子供がいると、夜の研修やセミナーへの出席、趣味事の教室への参加が難しいので、オンラインセミナーなどが増えたことは、コロナ禍における数少ない良い面の一つかと思えます。

法律事務所のDXは遅れがちですが、仕事と育児の両立には必須だと思いますので、弁護士会でDX推進セミナーを開催したり、補助金を出したりするなどして、法律事務所全体のDXを推し進めていくことを検討してはいかがかと思います。

